

広島県告示第八百六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

令和五年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

被聴聞者の住所及び氏名		住所
氏名		
東広島市西条栄 町九番二六号	株式会社ハウス ネット 代表者 玉井 義一	住所
聴聞の日時		令和五年六月三 〇日（金） 午前十一時から 午前一時三〇 分
聴聞の場所		広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎北館 五階五〇一会議 室
聴聞の事由		法第六十五条第 二項第二号の規 定に該当する。